

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成31年3月20日制定
令和7年4月1日改正
一般社団法人群馬県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)とともに事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等(以下「装置」という。)の導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否は、別に定める判断基準による。装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか、(1)・(2)・(7)の装置の全ト協助成分については、後付け装置のみを対象とする。

導入にあたっては、助成対象装置を新たに買取り又はリース(中古品及びレンタル品除く)により導入するものとし、割賦及び手形での購入は助成対象外とする。

- (1) 後方視野確認支援装置(以下「後方視野」という。)
- (2) 側方衝突監視警報装置(以下「側方衝突」という。)
- (3) 衝突防止警報装置(以下「衝突防止」という。)
- (4) IT点呼システム機器(以下「IT点呼機器」という。)・遠隔点呼機器
- (5) デジタルタコグラフ装置(以下「デジタルタコグラフ」という。)
- (6) トルク・レンチ(以下「トルク・レンチ」という。)
- (7) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置(以下「アルコールインターロック」という。)
- (8) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(以下「IT活用遠隔携帯型アルコール検知器」という。)

(助成額および助成限度)

第3条 助成金交付額は、次のとおりとする。

1 後方視野

1台あたり、装置取得価格の1/2 上限30,000円
(全ト協20,000円、県ト協10,000円)

側方衝突

1台あたり、装置取得価格の1/2 上限100,000円(全ト協のみ)

衝突防止

1 台あたり、上限 30,000 円 (県ト協のみ)

I T 点呼機器・遠隔点呼機器

1 台 上限 100,000 円 (県ト協のみ)

デジタルタコグラフ

1 台 10,000 円 (県ト協のみ)

トルク・レンチ

1 台 取得価格の 1/2 上限 30,000 円 (全ト協のみ)

アルコールインターロック

1 台あたり、装置取得価格の 1/2 上限 30,000 円
(全ト協 20,000 円、県ト協 10,000 円)

I T 活用遠隔携帯型アルコール検知器

1 台あたり、装置取得価格の 1/2 上限 20,000 円
(全ト協のみ。G マーク認定事業所のみ。)

いずれも、「装置取得価格の 1/2」(「トルク・レンチ」は取得価格の 1/2)については、千円未満を切り捨てる。

なお、国からの補助金が交付された場合は、全ト協の助成金は交付しない。

- 2 「後方視野」、「側方衝突」、「衝突防止」、「I T 点呼機器・遠隔点呼機器」、「デジタルタコグラフ」、「アルコールインターロック」、「I T 活用遠隔携帯型アルコール検知器」の各助成対象装置については、別表に掲げるものとする。なお、デジタルタコグラフについては、別表に掲げる機器のうち、「デジタコ型式指定番号」が付与されている機器を助成対象とする。
- 3 「後方視野」は、1 会員 30 台を限度とする。ただし、被けん引車を除く会費請求車両数が 30 両以下の場合は、その台数までとする。
- 4 「後方視野」は、モニターと後方カメラを導入した場合、助成対象とする。側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合、もしくは後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合も助成対象とする。故障等により、代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合も対象とする。
- 5 「後方視野」は、全ト協と県ト協の助成総額が装置取得価格を上回らないものとする。
- 6 「側方衝突」は、全ト協が認めた別表の装置を車両総重量 7.5 トン以上の事業用貨物自動車の左折時の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの自動車検査証の最大積載量の欄に記載されている第 5 輪荷重が 8.5 トン以上であるものを助成対象とする。
1 会員 2 台までを限度とする。

- 7 「衝突防止」は、交付申請書提出時点での県ト協に報告している車両数(被けん引車を除く。)により、次のとおりとする。

車両数は、 29両以下 5台まで
30両以上 10台まで

ただし、交付申請時における県ト協への車両数報告が、被けん引車を除いて5両以下の場合は、その台数までとする。

なお、県ト協の助成額が装置取得価格を上回らないものとする。

- 8 「IT点呼機器」・「遠隔点呼機器」は、1会員1台とし、県ト協の助成額が装置取得価格を上回らないものとする。

装置導入時において、国土交通省に「IT点呼に係る報告書」・「遠隔点呼の実施に係る申請書」を提出し、受付されていることを条件とし、助成対象機器は、国土交通省が実施する「過労運転防止に資する機器導入に対する補助制度」で国土交通大臣が選定した機器とする。

- 9 「デジタルタコグラフ」は、1会員10台を限度とする。ただし、被けん引を除く会費請求車両数が10両以下の場合は、その台数までとする。

- 10 「トルク・レンチ」は、大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。)とし、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、1台を上限に助成対象とする。

なお、トルク・レンチについては、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成対象とする。

- 11 「アルコールインターロック」は、1会員10台を限度とする。ただし被けん引を除く会費請求車両数が10両以下の場合は、その台数までとする。

なお、助成対象機種は、国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

- 12 「IT活用遠隔携帯型アルコール検知器」は、1会員10台を限度とする。ただし、被けん引を除く会費請求車両数が10両以下の場合は、その台数までとする。

- 13 装置取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品などの費用を含むものとし、取付工賃・インストール料・年間保守料や消費税などは含まない。

なお、「トルク・レンチ」の取得価格は本体価格とし、付属品や消費税等は含まない。

(助成対象期間)

- 第4条 令和7年度については、令和7年4月1日から令和8年2月6日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。ただし、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

(助成金の申請)

- 第5条 助成を受けようとする会員は、様式第1「助成金交付申請書」により令和7年12月5日までに、県ト協に申請するものとする。

(交付決定)

- 第6条 県ト協は、前条の申請があったときは、予算の状況等をみて助成金の交付の可否を判断し、その旨を速やかに会員に回答するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 導入した会員は、事業の完了から2ヶ月以内または令和8年2月13日のいずれか早い日までに県ト協に様式第2「助成金事業実績報告(請求)書」(以下「実績報告書」という。)により、添付書類とともに請求するものとする。

2 「事業の完了」とは、装置導入及び支払い又はリース契約及び初回リース料の支払完了をいう。

(助成金の交付)

第8条 県ト協は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、会員に対して第3条に定める助成金を交付する。

なお、県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い安全装置等に対する助成金交付の実績報告を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象の装置を導入の日から起算して、別に定める期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(申請の変更・取下げ)

第11条 会員は、交付決定後、申請内容を変更し、或いは、取下げるときは速やかに協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(管理台帳等の作成、保管)

第12条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するものとする。

(導入効果等の報告)

第13条 会員は、県ト協から導入の効果等について求められた場合は、別に定める調査票に基づき、県ト協に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、県ト協がこれを別に定める。

(附 則)

- 1 本要綱は、平成31年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱「後方視野確認支援装置導入促進助成金交付要綱（平成30年3月23日一部改正）」、「側方視野確認支援装置導入促進助成金交付要綱（平成30年3月23日一部改正）」、「衝突防止警報装置導入促進助成金交付要綱（平成30年3月23日一部改正）」、「IT点呼システム機器導入促進助成金交付要綱（平成30年3月23日一部改正）」に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和2年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱（平成31年3月20日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和3年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和2年3月25日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和4年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和3年3月16日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和5年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和4年3月15日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和6年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和5年3月15日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から適用する。

なお、改正前の要綱（令和6年3月15日一部改正）に基づき実施した助成事業については、なお従前の例によるものとする。

I T点呼・遠隔点呼

様式第1（第5条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会
会 長 武 井 宏 殿
(FAX 027-261-7576)

事業者名
代表者名 _____ 印
(取扱担当者 _____)
(電話番号 _____)

I T点呼システム機器・遠隔点呼機器導入促進助成金交付申請書

I T点呼システム機器を下記の通り導入したいので、要綱第5条に基づき申請します。

記

助成対象機器	メーカー	名称・型式	台 数	導入予定時期
I T点呼 ・ 遠隔点呼			台	年 月
販売会社 (担当者氏名: 連絡先)	販売会社名 : 担当者名 : 連 絡 先 :			

※ 添付書類 見積書(写)

※ 支払予定（どちらかに○をして下さい。） 買 取 ・ リース

※ 国の補助事業の申請（どちらかに○をして下さい。）

あ り （申請日 年 月 日） ・ な し

協会記載欄	担当者名	予算チェック	連絡
-------	------	--------	----

I T 点呼・遠隔点呼

様式第2（第7条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会
会 長 武 井 宏 殿

事業者名

代表者名

印

I T 点呼システム機器・遠隔点呼機器導入促進助成金事業

実績報告（請求）書

要綱第7条に基づき、下記の通り助成金を請求します。

記

1 助成金請求額 円

（I T・遠隔）点呼システム機器 円 × 台）

2 振込先

金融機関名	支店							
口座番号	当座・普通	No.						
口座名	フリガナ							

※ 口座番号が7桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力して、全部で7桁となるように入力ください。

3 添付書類（用紙サイズは全てA4判で統一）

(1) 請求書（写）

※ 請求書に機器の品名・型式・金額等が明記されていること。

(2) 買取りの場合は請求明細書（写）及び領収書（写）

※ インターネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書と合わせて、必ず引き落とされたことが確認できる通帳の（写）等添付してください。当座から振込の場合は、当座勘定照合表を添付願います。

※ リースの場合は見積書（写）、契約書（写）及び初回リース料の支払完了を証する書面（写）

(3) I T 点呼・・国土交通省に提出した「IT点呼に係る報告書」（写）及びGマーク認定証（写）

遠隔点呼・・国土交通省に提出した「遠隔点呼の実施に係る申請書」（写）

※いずれも運輸支局の受理印が押印されたもの

(4) その他参考となる書類

連絡先	担当者名	TEL	FAX
-----	------	-----	-----